

令和6年度台湾における人材サポート体制構築業務 企画提案募集要領

令和6年度台湾における人材サポート体制構築業務（以下「本業務」）という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

第1 募集事項

1 案件名

令和6年度台湾における人材サポート体制構築業務

2 委託業務の目的

本県では、少子高齢化などに伴う生産年齢人口の減少が進行する中、県内企業等においては、事業を支える外国人材の受入れを促進するとともに定着を図ることが重要となっている。また、将来的に産業の担い手となりうる留学生の受け入れを促進するとともに、地域への愛着を醸成し、定着を促す取組も重要となる。

本業務は、台湾で本県を志向する人材や留学希望者の母集団の形成を図ることにより、県内企業等における外国人材の受入れ及び公立日本語学校における留学生の受入れを促進し、以て県内産業の維持・活性化を図ることを目的として実施するものである。

3 本業務の支援対象

(1) 企業等

外国人の採用に関心のある県内企業等で、ものづくり産業振興に関する県民条例（平成19年宮城県条例第47号）第2条第1項各号に規定する次に掲げる業種に属する中小企業を主な対象とする。

なお、次に該当しない企業等であっても、外国人の採用に関心がある場合は、本業務の対象に加えることができるものとする。

イ 食料品製造業、電子部品・デバイス製造業、電気機械器具製造業等の製造業

ロ 機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業が属する業種

(2) 外国人材

(1) に掲げる企業等への就職を希望する台湾の人材（以下「外国人材」という。）を対象とし、就労する際の対象在留資格は原則として「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」とする。

(3) 公立日本語学校

県内の市町村により開設される日本語教育機関で、文部科学省の認定を受け留学生を受入れるものを対象とし、同省への認定申請及び同省による認定審査の途上にあるものを含むものとする。

(4) 留学希望者等

(3) に掲げる公立日本語学校への留学を希望する台湾の学生（原則として18歳以上）

のほか、既卒者等を含め留学に関心を持つ層を対象とする。

4 業務内容

(1) 委託業務の内容

「令和6年度台湾における人材サポート体制構築業務仕様書」のとおりとする。

(2) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

(3) 委託業務の履行場所

台湾及び宮城県内

第2 応募資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 日本国内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目に未納がない者
- 2 日本国内及び台湾にわたる職業紹介事業の取扱いが可能な法人であって、外国人を対象とした日本国内の企業等への就職支援業務等の実績があり、かつ外国人を採用するに当たり必要となる在留資格の取得や変更等の手続きに係る相当程度の知識を有する者
- 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 4 以下のいずれかの手続きをしている若しくはされている者でないこと。
 - (1) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申立てをしている者若しくは更正手続き開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く。)
 - (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申立てをしている者若しくは破産手続き開始の申立てがされている者(同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。)
- 5 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号の規定によるもの)、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している者でないこと。
- 6 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律194号)第3条の規定によるもの)でないこと。
- 7 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと。
- 8 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。
- 9 上記1から8を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が3から8を満たさなければならないほか、企画提案書に当該複数事業者の名称及び委託内容、目的、理由等を詳細に記述すること。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委

託契約（本県との関係性においては再委託に該当。）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第3 スケジュール（予定を含む。）

1	企画提案募集開始	令和6年3月13日（水）
2	企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和6年3月22日（金）午後5時
3	企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和6年3月26日（火）
4	企画提案書の提出期限	令和6年3月28日（木）正午
5	企画提案書のプレゼンテーション選考	令和6年4月3日（水）
6	企画提案の選考結果の通知・公表	令和6年4月5日（金）以降
7	契約締結	令和6年4月
8	業務開始	令和6年4月

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

応募に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、事業計画書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

（1）受付期間

令和6年3月13日（水）から令和6年3月22日（金）午後5時まで

（2）受付方法

イ 指定様式（様式第6号）により、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kokusain@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部国際政策課 担当：佐藤）

ハ 電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。

ニ 各質問に対する回答は次のホームページに公表する。

《HP_URL 挿入》

2 企画提案書の提出

（1）提出期限

令和6年3月28日（木）正午

（2）提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日除く）の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は正午必着）、郵送の場合は最終日必着。

（3）提出先

宮城県経済商工観光部国際政策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1（宮城県庁行政庁舎14階）

（4）提出書類及び部数

イ 参加申込書（様式第1号）

1部

- ロ 応募資格に係る宣誓書（様式第2号） 1部
- ハ 企画提案書 8部
規格：A4判、枚数上限：18枚（表紙及び目次はページ数に含まない）
表紙を付けページの通し番号を付すること
表紙には、提案者の事業者の名称を記載すること
- ニ 事業経費積算書（様式第3号） 8部
- ホ 業務実施スケジュール表（様式第4号） 8部
- ヘ 法人の概要（既存のパンフレット等） 8部
- ト 定款等の写し 1部
- チ 履歴事項証明書 原本1部
- リ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 1部
（イ）官民を問わずこれまで実施した代表的な業務が分かる資料を提出すること。
（ロ）過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な業務があれば併せて提出すること。
- ヌ その他企画提案に関連する書類 必要がある場合1部
前記第2の9により、事業の一部を再委託する場合は、海外の提携先等も含め、必要に応じて県が再委託先についてもへ〜りの書類の提出を求めることがある。

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も優れていると判断された提案者を業務委託候補者として選定する。

2 審査方法

- (1) 企画提案者の評価は、審査基準（審査項目及び審査の視点）及び審査項目ごとに設定された配点（下記第5の4）により行う。
- (2) 委員ごとに各提案者の評価点を計算し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上で、最高点を付けた委員が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。
- (3) 前項において最高点を付けた委員が同数の提案者が複数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を上位の候補者とする。
- (4) 前項の方法を用いてなお候補者が複数いる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を上位の候補者とする。
- (5) 企画提案者が1者の場合でも、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者とする。
- (6) 応募者が多数となった場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において事前提出書類による審査を実施し、上位者のみによるプレゼンテーション審査を行うものとする。選定内容に関する質問には応じない。

3 プレゼンテーション審査

- (1) 実施日時（予定）

令和6年4月3日（水）※実施時間は別途通知する

(2) 実施会場

宮城県庁本庁舎 14階（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）

※別途通知する

(3) 実施方法

イ 出席者は3名以内とする。

ロ 1応募者当たりの持ち時間は25分以内（説明15分以内、質疑応答10分以内）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

ニ プロジェクター等の使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合パソコン等はプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(4) 結果の通知

令和6年4月5日以降、プレゼンテーションに出席した提案者全員に審査結果を通知する。

4 審査基準・配点等

審査項目及び審査の視点は、次のとおりとする。

審査項目	配点 合計	審査の視点	配点
現状及び課題の分析、課題解決に向けた取組の方向性	10点	① 本県の外国人材活用に係る現状と課題及び公立日本語学校における留学生の募集に向けた課題を的確に把握し分析しているか。	5点
		② 課題解決に向けた方向性と事業趣旨との整合性が図られているか。	5点
業務の実施体制及び業務実績	10点	① 業務の目的を達成するために十分な日本国内及び台湾の人員体制及び拠点を有し、委託期間中確実に事業を実施できる体制となっているか。また、業務の実施スケジュールは適切か。	5点
		② 相談支援体制及び特設ホームページの運用、業務の広報は適切か。	5点
外国人材の母集団の形成及び企業等とのマッチング支援の内容	30点	次の①及び②について、提案内容が仕様書4委託業務の目的及び6業務内容に合致し、かつ具体的に説明されているか。	
		① セミナー、ガイダンス、フェアなどの開催、現地フェア等への出展及び県内企業等への就職の啓発に資する広報（効果を高める具体的な方法）	10点
		② 県内企業等への就職を希望する外国人材に関する情報の集約及び人材バンクへの登録等（マッチングの実効性を確保する具体的な方法）	20点
留学希望者等	40点	次の①～③について、提案内容が仕様書4委託業務の目的及び	

の母集団の形成及び留学生募集等支援		6 業務内容に合致し、かつ具体的に説明されているか。	
		① セミナー、ガイダンス、フェアなどの開催、現地フェア等への出展及び留学の啓発に資する広報（効果を高める具体的な方法）	5 点
		② 台湾の教育機関をはじめとする関係機関等との連携、協力関係の構築	15 点
		③ 公立日本語学校の入学生募集、選考及び渡航前手続き等のサポート	20 点
外国人材及び留学生の実態把握及び帰国後支援	5 点	① 本業務において不当な手数料の徴収や人権侵害等の行為を排除するための実効性ある取組が具体的に説明されているか。	
		② 帰国後人材のキャリア形成に資する支援及び本県への愛着の維持、醸成に寄与する取組が具体的に説明されているか。	
独自提案	5 点	① 本県の課題分析を踏まえ、各業務の実効性向上に資する独自の取組が具体的に説明されているか。	
		② 人材バンクへの登録を促進するための取組及びその手法について、具体的に説明されているか。	
合計	100 点		

5 選定結果の公開

選定結果については、後日、全ての応募者の名称や評価点等を公表する。公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

第6 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。

宮城県は、選定した契約予定者と別に見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結するものとする。

なお、選定された事業者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を契約予定者とする。

また、委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものでなく、県と契約予定者で協議の上決定するものとし、実際の業務内容や進め方については、随時県と協議して決定する。

第7 委託上限額

19,030,880円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 県から説明を求めたにもかかわらず応じない場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

第9 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとするほか、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書等の取り扱い

イ 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。

ロ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

ハ 企画提案書等の再提出は認めない。

ニ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、県は本業務を延期または取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容を当然に実施することを約

束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議のうえ決定し、当該内容について、委託契約書等の中に記載するものとする。また、県との間で本業務の委託契約が成立した場合、具体的な業務内容や進め方等について、逐次県と協議しなければならない。

(7) 提出書類の情報開示

提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

(8) 本提案募集の手續において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。